

協定書

学校法人慶應義塾並びに山形県及び鶴岡市は、慶應義塾大学先端生命科学研究所におけるこれまでの研究教育活動の成果を踏まえながら、さらなる地域活性化を目指して、同研究所を核とした研究教育活動プロジェクトを共同で推進するため、次の事項について合意する。

(慶應義塾の役割)

第1条 学校法人慶應義塾は、鶴岡市にある同研究所において、以下の取組みを行う。

- (1) 世界的なバイオ研究拠点の形成に向けた研究教育活動の展開
- (2) 山形県及び鶴岡市と連携して行う、地域活性化のための次の取組み
 - ① 県内試験研究機関・企業等との実用化を見据えた医療・農業・食品・環境等の分野での共同研究や研究成果の県内での活用支援等の連携事業
 - ② 同研究所の成果である知的財産の県内での活用促進
 - ③ 地域の人材育成や国際交流等を通した地域への貢献

(山形県及び鶴岡市の役割)

第2条 山形県及び鶴岡市は、同研究所の研究教育活動について支援を行うとともに、学校法人慶應義塾及び同研究所の協力を得ながら、その研究成果等を積極的に活用し、多様な地域活性化を図る。

(連携調整組織)

第3条 学校法人慶應義塾並びに山形県及び鶴岡市は、第1条又は前条の役割を果たすため、山形県バイオクラスター形成推進会議において、関係機関の連携強化や研究成果の活用促進について審議するものとする。

(評価等)

第4条 山形県及び鶴岡市は、同研究所の研究教育活動等の評価を行い、また、本協定の見直し等について学校法人慶應義塾と協議するものとする。

平成26年3月27日

山形県知事

吉村 美栄子

山形県鶴岡市長

複示政規

学校法人慶應義塾理事長

清家篤